

※本籍地市区町村によって通知の発送日が異なります。本籍地が厚岸町の人は令和7年8月下旬頃に通知発送予定です。

通知が送付されましたら、必ず内容をご確認ください。

●通知に記載された振り仮名が正しい場合、届出は不要で、通知された振り仮名がそのまま戸籍に記載されます。通知された振り仮名が戸籍に記載されるのは令和8年5月26以降となります。

●通知に記載された振り仮名が誤っている場合、令和8年5月25日までに届出してください。

届出は、マイナポータルを利用したオンラインでの届出のほか、本籍市区町村への郵送での届出、最寄りの市区町村窓口での届出も可能です。

なお、振り仮名の届出に手数料は不要で、届出をしなかった場合でも、罰則や罰金はありません。

詳しくは町のホームページ、または法務省のホームページをご覧ください。



マイマイガの駆除について

問い合わせ
環境衛生係

町内でのマイマイガの発生について、多く問い合わせが寄せられています。

ます。

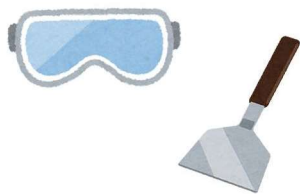
マイマイガは、ドクガ科に属するガの一種で、ふ化した直後の幼虫には毒毛があるほか、成長した幼虫の毛は刺さることがあります。成虫には毒はありませんが、羽にあるりん粉が肌につくと発疹が出る場合があります。

ご自宅や個人の土地・建物に発生した場合は、所有者の責任で処理してください。（町ではマイマイガの駆除等を行いません。）

●駆除方法について

▽卵（卵塊）の場合
外壁などについた卵塊は、ヘラなどを利用してそぎ落とし、燃やせるごみとして出してください。作業する際は、卵を覆っている毛が飛散し、

吸い込んだり目に入ったりすることがあるため、マスクやゴーグル、手袋を着用してください。



▽幼虫の場合

幼虫が小さいうちは、市販されている毛虫用の殺虫剤を使用することが効果的です。幼虫が大きくなったら、殺虫剤が効きにくくなるので、火ばしなどで捕まえ、つぶすか少量のせっけんを溶かした水に漬けて駆除することが効果的です。幼虫には

直接触れないようにしてください。

▽成虫の場合

ほうきで落としたり、高圧の水で落としたりして集め、燃やせるごみとして出してください。（成虫の寿命は10日前後です）

また、水銀灯などの照明に飛来することから、誘虫性の低いLED照明に交換すると飛来しにくくなります。

相談

人権擁護委員制度 をご存じですか

問い合わせ
総務係

6月1日は、人権擁護委員の日です。人権擁護委員は、家庭内の問題や近所トラブルなど、いつでも皆さんの相談に応じています。

釧路人権擁護委員協議会では、次の日程で特設人権相談を行います。本町の人権擁護委員は、森脇智亮さん、高橋美佐子さん、中井勝之さん、遠田恵子さんです。嫌がらせ、家庭内の問題などで困っている人は相談してください。



日時／6月2日(月)13時から15時
場所／役場2A会議室

●問い合わせ／釧路地方法務局人権擁護課 ☎ 0154・31・5014

制度

児童手当の現況届を 提出してください

問い合わせ
子育て施策推進係
53-3333

毎年6月に提出いただいていた児童手当の現況届は不要になりましたが、次の条件に該当する人は引き続き提出が必要になります。

該当する人には書類を送付しますので、必要事項を記入し、忘れずに手続きをしてください。

また、該当する人で書類が届いていない場合は、ご連絡ください。

●提出対象者

- ①離婚協議中で配偶者と別居している人
 - ②配偶者からの暴力などにより、住民票の住所が厚岸町と異なる人
 - ③支給要件児童の戸籍がない人
 - ④法人である未成年後見人、里親や施設などの受給者の人
 - ⑤その他、厚岸町から現況届の提出の案内があった人（児童を別居監護している受給者を含む）
- 提出期限／6月30日(月)
- 提出場所／保健福祉総合センター

